

児童の障害の認定基準

- 1 法第3条第1項にいう「障害の状態」とは、精神又は身体に政令別表第1に該当する程度の障害があり、障害の原因となった傷病がなおった状態又は症状が固定した状態をいうものであること。

なお、「傷病がなおった」については、器質的欠損若しくは変形又は後遺症を残していても、医学的にその傷病がなおれば、そのときをもって「なおった」ものとし、「症状が固定した」については、症状が安定するか若しくは回復する可能性が少なくなったとき又は傷病にかかわりなく障害の状態が固定したときをいうものであり、慢性疾患等で障害の原因となった傷病がなおらないものについては、その病状が安静を必要とし、当面医療効果が少なくなったときをいうものである。

- 2 政令別表第1に定める障害の程度は、国民年金法による障害程度の1級及び2級並びに身体障害者福祉法による障害等級の1級、2級、3級及び4級の一部がこれに相当するものであること。

なお、特別児童扶養手当等の支給に関する法律施行令別表に定める障害の程度に該当するものは、当然に政令別表第1に定める障害の程度に該当するものであること。

- 3 内科的疾患に基づく身体の障害及び精神の障害の程度の判定に当たっては、現在の状態、医学的な原因及び経過、予後並びに日常生活能力等を十分勘案し、総合的に認定を行うこと。

なお、日常生活能力については、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものとされているが、この程度とは、家庭内での身のまわりの整理程度の行動はできるが、それ以上の行動はできないもの、又はしてはいけないもの、すなわち病院内の生活でいえば、行動範囲はおおむね病棟内に限られるものであり、家庭内の生活でいえば、行動範囲はおおむね家屋内に限られるものをいうものであること。

- 4 障害の認定は、児童扶養手当障害認定診断書(児童扶養手当法施行規則様式第二号)及び特定の傷病に係るエックス線直接撮影写真(以下「診断書等」という。)によって行うが、これらのみでは認定が困難な場合には、必要に応じ療養の経過若しくは日常生活状況等の調査又は必要な検診等を実施したうえ適正な認定を行うこと。

なお、次に掲げる場合においては、本制度による診断書等を添付させることに代えて、児童扶養手当認定請求書の備考欄に必要な事項を記入させ、これによって認定しても差し支えないこと。

その際、認定に当たって当該障害児童の障害の程度等を確認するときは、それぞれの関係主管部(局)と連携を密にすること。

- (1) 障害児童が特別児童扶養手当等の支給に関する法律第3条第1項に規定する状態にあることにより、特別児童扶養手当の支給の対象となっているとき。
- (2) 障害児童が身体障害者福祉法の規定による身体障害者手帳(障害の程度が同法施行規則別表第5「身体障害者障害程度等級表」に定める1級、2級又は3級と記載されているものに限る。)の交付を受けているとき。
- (3) 障害児童が療育手帳(障害の程度が「A」と記載されているものに限る。)の交付を受けているとき。

また、精神の障害に係る診断書は、精神衛生法に規定する精神衛生鑑定医又は精神科の診療に経験を有する医師の作成した診断書により行うこと。

- 5 障害の程度について、その状態の変動することが予測されるものについては、その予測される状態を勘案して認定するものとする。
- 6 各傷病についての障害の認定は、別添1から4までにより行うこと。

1 次 に 掲 げ る 視 覚 障 害

- イ 両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの
- ロ 一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの
- ハ ゴールドマン型視野計による測定の結果、両眼の I / 4 視標による周辺視野角度の和がそれぞれ 80 度以下かつ I / 2 視標による両眼中心視野角度が 56 度以下のもの
- ニ 自動視野計による測定の結果、両眼開放視認点数が 70 点以下かつ両眼中心視野視認点数が 40 点以下のもの

(1) 視力障害

- イ 視力は、万国式試視力表又はそれと同一の原理に基づく試視力表により測定すること。
- ロ 視標面照度は 500～1,000 ルクス、視力検査室の明るさは 50 ルクス以上で視標面照度を上回らないこととし、試視力表から 5 m の距離で視標を判読することによって行うこと。
- ハ 屈折異常のあるものについては、矯正視力により認定するが、この場合最良視力が得られる矯正レンズによって得られた視力を測定すること。眼内レンズ挿入眼は裸眼と同様に扱い、屈折異常がある場合は適正に矯正した視力を測定すること。
- ニ 両眼の視力を別々に測定し、良い方の眼の視力と他方の眼の視力とで障害の程度を認定すること。
- ホ 屈折異常のあるものであっても次のいずれかに該当するものは、裸眼視力により認定すること。
 - (イ) 矯正が不能のもの
 - (ロ) 矯正により不等像視を生じ、両眼視が困難となることが医学的に認められるもの
 - (ハ) 最良視力が得られる矯正レンズの装用が困難であると医学的に認められるもの
- ヘ 視力が 0.01 に満たないもののうち、明暗弁のもの又は手動弁のものは視力 0 として計算し、指数弁のものは 0.01 として計算すること。
- ト 「両眼の視力がそれぞれ 0.07 以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.07 以下のものをいうこと。
- チ 「一眼の視力が 0.08、他眼の視力が手動弁以下のもの」とは、視力の良い方の眼の視力が 0.08 かつ他方の眼の視力が手動弁以下のものをいうこと。

(2) 視野障害

- イ 視野は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計を用いて測定すること。認定は、ゴールドマン型視野計又は自動視野計のどちらか一方の測定結果で行うこととし、両者の測定結果を混在させて認定することはできないこと。
- ロ ゴールドマン型視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「周辺視野角度の和」、「両眼中心視野角度」、「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの」に基づき、認定を行うこと。なお、傷病名と視野障害の整合性の確認が必要な場合又は I / 4 の視標で測定不能の場合は、V / 4 の視標を含めた視野を確認した上で総合的に認定すること。
 - (イ) 「周辺視野角度の和」とは、I / 4 の視標による 8 方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の 8 方向）の周辺視野角度の和とすること。8 方向の周辺視野角度は I / 4 視標が視認できない部分を除いて算出するものとする

こと。

I / 4 の視標で、周辺にも視野が存在するが中心部の視野と連続しない部分は、中心部の視野のみで算出すること。

I / 4 の視標で、中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、周辺視野角度の和が 80 度以下として取り扱うこと。

(ロ) 「両眼中心視野角度」とは、以下の手順に基づき算出したものをいうこと。

a I / 2 の視標による 8 方向（上・内上・内・内下・下・外下・外・外上の 8 方向）の中心視野角度の和を左右眼それぞれ求めること。8 方向の中心視野角度は I / 2 視標が視認できない部分を除いて算出するものとする。

b a で求めた左右眼の中心視野角度の和に基づき、次式により、両眼中心視野角度を計算すること（小数点以下は四捨五入し、整数で表すこと）。

両眼中心視野角度 = (3 × 中心視野角度の和が大きい方の眼の中心視野角度の和 + 中心視野角度の和が小さい方の眼の中心視野角度の和) / 4

c なお、I / 2 の視標で中心 10 度以内に視野が存在しない場合は、中心視野角度の和は 0 度として取り扱うこと。

(ハ) 「求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ 5 度以内におさまるもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標による視野の面積が、中心 5 度以内の視野の面積と同程度におさまるものをいうこと。なお、その際、面積は厳格に計算しなくてよいこと。

ハ 自動視野計を用いる場合は、それぞれ以下によって測定した「両眼開放視認点数」及び「両眼中心視野視認点数」に基づき、認定を行うこと。

(イ) 「両眼開放視認点数」とは、視標サイズⅢによる両眼開放エスターマンテスト（図 1）で 120 点測定し、算出したものをいうこと。

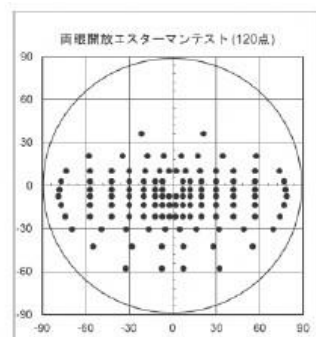
(ロ) 「両眼中心視野視認点数」とは、以下の手順に基づき算出したものをいうこと。

a 視標サイズⅢによる 10-2 プログラム（図 2）で中心 10 度以内を 2 度間隔で 68 点測定し、左右眼それぞれについて感度が 26dB 以上の検査点数を数え、左右眼それぞれの中心視野視認点数を求めること。なお、dB の計算は、背景輝度 31.5asb で、視標輝度 10,000asb を 0 dB としたスケールで算出すること。

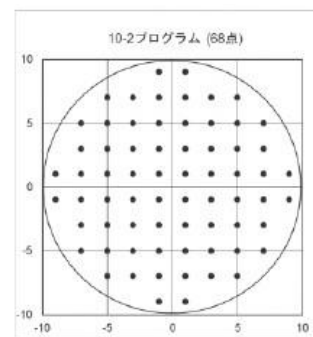
b a で求めた左右眼の中心視野視認点数に基づき、次式により、両眼中心視野視認点数を計算すること（小数点以下は四捨五入し、整数で表すこと）。

両眼中心視野視認点数 = (3 × 中心視野視認点数が多い方の眼の中心視野視認点数 + 中心視野視認点数が少ない方の眼の中心視野視認点数) / 4

(図 1)



(図 2)



ニ ゴールドマン型視野計では、中心 30 度内は適宜矯正レンズを使用し、30 度外は矯正レンズを装用せずに測定すること。

自動視野計では、10-2 プログラムは適宜矯正レンズを使用し、両眼開放エスタ

ーマンテストは矯正眼鏡を装着せずに実施すること。

ホ 自動視野計を用いて測定した場合において、認定上信頼性のある測定が困難な場合は、ゴールドマン型視野計で測定し、その測定結果により認定を行うこと。

ヘ ゴールドマン型視野計又は自動視野計の結果は、診断書に添付すること。

ト 「身体の機能の障害が前各号と同程度以上と認められる状態であって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの」とは、求心性視野狭窄又は輪状暗点があるものについて、I / 2 の視標で両眼の視野がそれぞれ5度以内におさまるものをいうこと。

(3) 視力障害と視野障害が併存する場合には、併合認定の取扱いを行うこと。

2 両耳の聴力損失が90デシベル以上のもの

(1) 聴力損失は、オーディオメータ(JIS規格又はこれに準ずる標準オーディオメータ)及び言語音によって測定すること。その測定方法については、児童扶養手当障害認定診断書(聴力・平衡機能・咀嚼機能・音声言語機能障害用)の裏面注意4及び5によること。

(2) 聴力の認定においては、偽病に注意して十分慎重に行うこと。

3 平衡機能に著しい障害を有するもの

(1) 平衡機能の障害とは、その原因が内耳性のもののみならず脳性のものも含まれるものであること。

(2) 「平衡機能の著しい障害を有するもの」とは、四肢体幹に器質的異常がない場合に、閉眼で起立不能又は開眼で直線を歩行中に10メートル以内に転倒或いは著しくよろめいて歩行を中断せざるを得ない程度のものであること。

4 咀嚼の機能を欠くもの

(1) 咀嚼の機能障害とは、下顎骨の欠損、顎関節の強直又は咀嚼に関係のある筋、神経の障害によりおこるものであること。

(2) 「咀嚼の機能を欠くもの」とは、歯を用いて食物をかみくだくことが不能であることにより流動食以外は摂取出来ないもの、食餌が口からこぼれ出るため常に手、器物等でそれを防がなければならないもの、又は咀嚼機能障害若しくは嚥下困難のため一日の大半を食事に費やさなければならない程度のものであること。

5 音声又は言語機能に著しい障害を有するもの

(1) 音声又は言語機能の障害とは、喉頭の先天性異常、喉頭の外傷又は発声に関係のある筋、発声に関係ある神経の障害のみならず、脳性(失語症)又は耳性(ろうあ)の疾患によるものも含まれるものであること。

(2) 「音声又は言語機能に著しい障害を有するもの」とは、音声若しくは言語を喪失するか、又は音声若しくは言語機能障害のため、意志を伝達するために身ぶりや書字等の補助動作を必要とする程度のものをいうものであること。

6 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの

(1) 「指を欠くもの」とは、基節骨の基部から欠き、その有効長が0センチメートルのものをいうこと。

(2) 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指を欠くもの」とは、少なくとも必ず両上肢のおや指を欠き、それに加えて、両上肢のひとさし指又は中指を欠くものであること。

7 両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの

(1) 「指の機能に著しい障害を有するもの」とは、指の著しい変形、麻痺による高度の脱力、関節の不良肢位強直、癩痕による指の埋没又は不良肢位拘縮等により、指があってもそれがないものとほとんど同程度の機能障害があるものをいうこと。

(2) 「両上肢のおや指及びひとさし指又は中指の機能に著しい障害を有するもの」とは、少なくとも必ず両上肢のおや指の機能に著しい障害があり、それに加えて両上肢のひとさし指又は中指の機能に著しい障害があり、そのため両手とも指間に物をはさむことはできても、一指を他指に対立させて物をつまむことができない

い程度であること。

8 一上肢の機能に著しい障害を有するもの

- (1) 「上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、おおむね、肩、肘及び手の三大関節中いずれか二関節以上が全く用を廃する程度の障害を有するものをいうこと。この場合において、関節が用を廃する程度の障害を有するとは、その関節が不良肢位で強直をおこしている場合、関節運動の自動統御不能である場合、関節の他動範囲が生理的運動領域の二分の一以下に制限され、筋力が児童扶養手当障害認定診断書(肢体不自由用)の裏面注意の6の基準により半減以下である場合、筋力が著減又は消失の段階にある場合等をいうこと。
- (2) 「一上肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一上肢は正常であり、他側上肢は肩、肘、手関節の障害により、日常生活は正常な一上肢のみで行われる程度のものであること。

9 一上肢の全ての指を欠くもの

- (1) 「指を欠くもの」とは、前記6の(1)によること。
- (2) 「一上肢の全ての指を欠くもの」とは、一上肢は正常で、他側の全ての手指を欠くものであり、把握する動作は正常な一上肢のみで可能であること。

10 一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの

- (1) 「指の機能に著しい障害を有するもの」とは、前記7の(1)によること。
- (2) 「一上肢の全ての指の機能に著しい障害を有するもの」とは、それにより前記9の(2)に相当する機能障害を有するものであること。

11 両下肢の全ての指を欠くもの

- (1) 「指を欠くもの」とは、リスフラン関節以下で足部を欠くものであること。
- (2) 両下肢の全ての指を欠く場合には、補助具を使用しない状態で、日常生活において、下駄をはくことができず、スリッパ、サンダル等は使用しにくい程度のものであること。

12 一下肢の機能に著しい障害を有するもの

- (1) 「下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、おおむね、股、膝、足の三大関節中いずれか二関節以上が全く用を廃する程度の障害を有するものをいうこと。ただし、膝関節のみが80度屈位の強直である場合のように、単に一関節が用を廃するにすぎない場合であっても、その下肢は歩行する場合に使用することができないため、その下肢の機能に著しい障害を有するものであり、また、一側下肢長が他側下肢長の四分の一以上短いようなときは、関節可動性又は筋力に異常がない場合であっても、その下肢の機能に著しい障害を有するものであること。
- (2) 「一下肢の機能に著しい障害を有するもの」とは、一下肢は正常であり、他側下肢はその股、膝、足関節の障害により、日常生活は、正常な一下肢のみで片脚とび又は杖、松葉杖、下肢補装具等により移動ができる程度のものであること。

13 一下肢を足関節以上で欠くもの

- (1) 「足関節以上で欠くもの」とは、ショパール関節以上で欠くものをいうこと。
- (2) 「一下肢を足関節以上で欠くもの」とは、一下肢は障害なく他側下肢はその尖足変形で、そのままでは体重加重が不能である程度のものであること。

14 体幹の機能に歩くことができない程度の障害を有するもの

- (1) 体幹の機能障害は、高度体幹麻痺を後遺した脊髓性小児麻痺、脳性麻痺、脊髄損傷、強直性脊椎炎などによって生ずるが、四肢の機能障害を伴っている場合が多いので、両者を総合して障害の程度を判定する必要があること。
- (2) 「歩くことができない程度」とは、室内においては、杖、松葉杖、その他の補助用具を必要とせず、起立移動が可能であるが、野外では、これらの補助用具の助けを借りる必要がある程度のものであること。

別添 2

内科的疾患に基づく身体の障害についての認定基準

1 一般的事項

- (1) 内科的疾患に基づく身体の障害の程度の判定に当たっては、一般状態、臨床症状等により次表安静度表の安静度を基準とする。
- (2) この基準によることが困難なものについては、日常生活能力を十分勘案して適正に認定すること。

安静度表

	1	2	3	4	5
食 事	ねたまま食べさせてもらう	横になるかまたは物にもたれて食べる	食卓または食堂で食べる		
排 便	便器を使う		便所へ行く		
面 会 談	いけない	安静時間以外の時間に連続 15 分以内	安静時間以外の時間に連続 30 分以内	安静時間以外の時間に連続 1 時間以内	安静時間以外の時間に連続 1 時間半以内
歩 行	いけない		室内のみ(最少限度にとどめる)	室内の他、庭先ならば短時間はよい	室内のほか屋外散歩もよい(時間は医師の指示による)
清 拭 と 入 浴	入浴はいけない。清拭は医師の指示による	入浴はいけない 清拭は人にしてもらう		入浴は1週1回以内(短時間内にかつ湯ざめせぬように)	入浴は 1 週 2 回以内(短時間にかつ湯ざめせぬように)
洗 髪	いけない	人に拭いてもらう	人に洗ってもらう	自分で洗ってよい	
外 来 受 診	外来受診はいけないが、病状について常に医師と連絡を保つ		月 1 回 (ただし気胸等については医師の指示による)		
自由時間の内容	自由時間はない		身のまわりの整理、談話、手紙をかく、縁先で休む、ラジオを聞く、テレビを見る、読書等いづれも室内でできる極めて軽いことに限る	身のまわりの整理、談話、手紙をかく、縁先で休む、ラジオを聞く、テレビを見る、読書等のほか庭先へ出ること、入浴をしてよい	身のまわりの整理、手紙をかく、ラジオを聞く、テレビを見る、読書、入浴、屋外散歩、主婦の場合は小家族ならば最少限の炊事はしてよい
禁 止 事 項	日光浴・酒・煙草・体操・声楽・湯治等はいつれの安静度の人にも厳禁				

2 結核性疾患

結核性疾患による症状の程度についての判定は、排菌状態、胸部エックス線所見、一般状態、理学的所見により、安静を必要とする程度が安静度表の 4 度までのものを政令別表第 1 の第 15 号に該当するものとする。

3 呼吸器の機能障害

- (1) 呼吸器の機能障害の程度についての判定は、%肺活量(肺活量実測値の予測値に対する割合)と一秒率(最大努力下の最初の一秒間の呼気量の肺活量実測値に対する割合)によるものとする。
- (2) %肺活量が 30% 以下で一秒率 56% 以上のもの又は%肺活量が 45% 以下で一秒率 55% 以下のものを政令別表第 1 の第 15 号に該当するものとする。

4 心機能障害

心機能障害の程度の判定は、呼吸困難、心悸亢進、チアノーゼ、浮腫等の臨床症状、レントゲン、心電図等の検査成績、一般状態、治療及び症状の経過等により、次の病状を有するものを政令別表第 1 の第 15 号に該当するものとする。

- (1) 身体活動を制限する必要がある心臓病患者

- (2) 家庭内の極めて温和な活動では異常がないが、それ以上の活動では心不全症状又は狭心症症状がおこるもの

5 腎臓疾患

- (1) 腎臓疾患による病状の程度についての判定は、臨床症状、腎機能検査成績、一般状態、治療及び病状の経過等により、安静を必要とする程度が三か月以上にわたり安静度表の4度までのものを政令別表第1の第15号に該当するものとする。

- (2) 腎機能検査成績は、その性質上普通変動しやすいものであるため、腎臓疾患による病状の程度の判定に当たっては、診断書作成日前三か月内で一か月以上の間隔をおいた二回の検査成績に基づいて行うものとする。

- (3) 慢性腎不全で人工透析療法を受けている場合は、次により判定するものとする。

ア 認定の時期

障害の程度を認定する時期は、慢性腎不全のため人工透析療法を受けている者については、はじめて当該療法を受けた日から起算して三か月を経過した日とする。

イ 障害の程度の認定

障害の程度の認定は、次によるものとする。

臨床所見又は腎機能検査成績が次表の上欄及び下欄に該当し、日常生活能力が次表の下欄に該当するものを政令別表第1の第15号に該当するものとする。

表

区分	臨床所見	腎機能検査成績	日常生活能力
上欄	次のアからウまでのうち、いずれかに該当すること。 ア 尿毒症性心包炎 イ 尿毒症性出血傾向 ウ 尿毒症性中枢神経症状	次のうちア又はイのうち、いずれかに該当すること。 ア 内因性クレアチニン・クリアランス値が10ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度が8mg/dl以上	日常生活の用を弁ずることを不能ならしめる程度のもの。
下欄	次のアからケまでのうち、いずれか2以上に該当すること。 ア 腎不全に基づく末梢神経症 イ 腎不全に基づく消化器症状 ウ 水分電解質異常 エ 腎不全に基づく精神異常 オ X線上における骨異栄養症 カ 腎性貧血 キ 代謝性アシドーシス ク 重篤な高血圧症 ケ 腎疾患に直接関連するその他の症状	次のア又はイのうち、いずれかに該当すること。 ア 内因性クレアチニン・クリアランス値が10ml/分以上20ml/分未満 イ 血清クレアチニン濃度が5mg/dl以上8mg/dl未満	日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のもの。

- (注) 人工透析療法を受けているものにかかる腎機能検査成績は、当該療法の実施前の成績によるものとする。

6 肝臓疾患

- (1) 肝臓疾患による病状の程度についての判定は、三か月以上にわたり黄だん、肝臓の腫大等の臨床症状が持続するもの、肝機能検査で異常が認められるもの等、一般状態、治療及び病状の経過等により、安静を必要とする程度が安静度表の4度までのものを政令別表第1の第15号に該当するものとする。

- (2) 肝機能検査成績は、その性質上普通変動しやすいものであるため、肝臓疾患による病状の判定に当たっては、診断書作成日前三か月内で一か月以上の間隔をお

いた二回の検査成績に基づいて行うものとする。

7 血液疾患

- (1) 血液疾患による病状の程度についての判定は、一般状態特に治療及び病状の経過に重点をおき、立ちくらみ、動悸、息切れ、出血傾向等の臨床症状、血液学的検査成績等により、安静を必要とする程度が安静度表の4度までのものを政令別表第1の第15号に該当するものとする。
- (2) 血液学的検査成績は、その性質上普通変動しやすいものであるため、血液疾患による病状の判定に当たっては、診断書作成日前三か月内で一か月以上の間隔をおいた二回の検査成績に基づいて行うものとする。

8 その他の障害

身体各部位の障害及び前各項に掲げるもののほか、身体の機能障害又は長期にわたる安静を必要とする病状がある場合において、その状態が政令別表第1の第1号から第14号までと同程度以上と認められるものであって、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものであるときは、政令別表第1の第15号に該当するものとする。

別添3

精神の障害についての認定基準

- 1 精神の障害の原因となる主な傷病名及び状態像は、統合失調症、そううつ病、非定型精神病、てんかん、中毒性精神病、器質性精神病、早期幼年自閉症及び知的障害であり、政令別表第1の第16号に該当すると思われる症状等には、次のようなものがある。
 - (1) 統合失調症によるものにあつては、欠陥状態又は病状があるため、人格崩壊、思考障害、その他もう想、幻覚等の異常体験があるもの
 - (2) そううつ病によるものにあつては、感情、欲動及び思考障害の病相期があり、かつ、これが持続したり又は頻繁にくりかえしたりするもの
 - (3) 非定型精神病によるものにあつては、欠陥状態又は病状が前記(1)、(2)に準ずるもの
 - (4) てんかんによるものにあつては、頻繁にくりかえす発作又は認知症、性格変化その他精神神経症状があるもの
 - (5) 中毒性精神病によるものにあつては、認知症、性格変化及びその他持続する異常体験があるもの
 - (6) 器質性精神病によるものにあつては、認知症、人格崩壊、その他精神神経症状があるもの
 - (7) 早期幼年自閉症によるものにあつては、自閉、言語発達の遅滞、精神発達の遅滞及び異常行動のあるもの
 - (8) 知的障害によるものにあつては、精神の発達が遅滞しているもの
- 2 精神病質については、原則として政令別表第1に定める障害の状態に該当しないものとする。
- 3 精神の障害の程度の判定については、日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを政令別表第1の第16号に該当するものとする。

別添 4

身体機能障害若しくは病状又は精神の障害が重複する 場合の障害についての認定基準

機能障害又は病状が重複する場合の障害の程度の判定については、一般状態、医学的な原因及び経過等を総合的に勘案し、その状態が日常生活が著しい制限を受けるか、又は日常生活に著しい制限を加えることを必要とする程度のものを政令別表第1の第17号に該当するものとする。